

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：生体関連化学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	化学委員会の中に専門分野別分科会をいくつか設置し、その学問分野に特有の共通の問題を審議して、必要な提案をする。本分科会のみ国際的な対応（IUPACにおけるDivision分類）とは異なり、日本の化学の発展の歴史にもとづく専門分野分類である。国際的には、生物無機化学、生物有機化学、バイオメテックケミストリー、健康化学、ドラッグディスカバリー、ドラッグデザイン、バイオナノサイエンスと分類される分野の総合であるので、他の専門分野別分科会と人物的には重複する。しかし、その集合体としては、化学全般に関する問題意識に共通する部分があるので、それを探る。
4	審議事項	1. 化学全般に関する問題 2. 上記の専門分野を発展させる研究体制や教育プログラムに係る審議に関すること
5	設置期間	令和2年10月29日 ～ 令和5年9月30日
6	備考	